

校 則

1 登下校について

- (1) 登下校は制服とする。
- (2) 8時40分のチャイム「鳴り始めの音」で入室、着席できていない状態を遅刻とする。
- (3) 放課後までは、勝手に校外に出てはならない。
- (4) 自転車・単車通学を希望する生徒は許可願を提出する。
- (5) バス等を利用する場合は、交通道德を守り、他人の迷惑にならないようにする。
- (6) 部活動をする生徒の下校時刻（校門を出る時刻）
11月～1月は18：00 上記以外の期間は18：30
- (7) 部活動は、考査1週間前から練習は中止になるが、考査後1週間以内に試合がある場合は顧問の申請により放課後1時間程度の練習を認める。

2 服装について

服装は本校で指定したものを着用し、常に清潔・端正であるように努める。病気、その他の理由で異装を必要とするときは異装許可願を提出して許可を受ける。

- (1) 制服については学校指定の制服を着用する。更衣の時期は各自で判断すること。
- (2) ベルトについては黒・紺・茶とし、形状は制服に合うものとする。
- (3) 靴については、華美でないスニーカー又は革靴とする。
- (4) カバンはリュックタイプのバッグを使用する。色は華美でないものとする。
- (5) 靴下については白、黒、紺を着用する。ただし、スニーカーソックスの着用は認めない。
タイツは黒色とし、冬服のみ着用してよい。
- (6) インナーについては、単色の白、黒、紺、グレー、ベージュとし、柄物やプリント類（ロゴ類）がある物は不可とする。着用時は首元、袖口から見えないようにする。
- (7) 防寒着は華美でないものを着用する。登校後教室で脱ぎ、下校前に教室で着用する。校舎内では着用しないこと。但し、エアコンのない教室においては着用してもよいこととする。
- (8) 頭髪については清楚な髪とする。極端にバランスの悪い髪形にしない。
- (9) その他・眉そり、ピアス穴、化粧、パーマ、染色、アクセサリ着用等は禁止する。

3 考査について

- (1) 不正行為と見なされるような態度、行動をとってはならない。不正行為があった場合は、直ちに考査を中止し、当該科目は0点とする。その後の受験は別室受験とする。
- (2) 鉛筆、消しゴム、定規等必要なもの以外はカバンに入れ、教室の後ろの棚に置く。机の中には何も入れない。
- (3) 鉛筆、消しゴム、定規等の用具の貸借はしてはいけない。
- (4) 携帯電話を所持（机の中も含む）、または使用した場合は不正行為とみなす。
- (5) 座席ならびに答案の提出は出席番号もしくは選択科目ごとの出席番号の順とする。
- (6) 考査開始の1週間前から考査期間中は、職員室ならびに職員専用室に入ってはならない。
ただし、清掃当番の生徒は係の先生の指示を受けて入室・清掃を行う。
- (7) 考査中突発事故が起こったら直ちに監督教師に届け出る。

4 携帯電話について

携帯電話の持ち込みを希望するものは「携帯電話に関する誓約および持ち込み許可願」を提出する。（許可願は卒業まで有効とする）

- (1) 校内ではカバンに入れて各自管理とする。また、実習・研修先では電源を切ってカバンに入れて使用しない。
- (2) 使用していい時間帯はS H R前と放課後とする。
- (3) 考査中に身につけていた場合（机の上や中を含む）は不正行為とみなす。
- (4) フィルタリングの設定を行う。また家庭内ルールを設定する。
- (5) 使用に関しては次のことに気をつける。
 - ア 単車・自転車の運転中は使用しない。
 - イ 公共交通機関（バス・列車等）や公共の場では適切に対応し周囲に迷惑をかけない。
 - ウ 他者を誹謗・中傷するような行為は一切行わない。
 - エ 撮影およびその映像の送信の場合は他人の権利を侵害しない。
 - オ メールや各種サービスやアプリ等の使用によるトラブルの解決は基本的に本人・保護者の責任として処理する。
 - カ 上記に違反した場合は、個別に生徒指導を行う。

5 環境整備

- (1) 校舎、校具は常に清潔にし、破損しないように心がける。事物を破損した場合は、係教師または担任に届出る。事情によってはその費用を弁償する。
- (2) 下校の際、各教室は週番が戸締まりする。

6 風紀、校外生活

- (1) いかなる場合でも飲酒、喫煙および暴力行為等、法律に違反する行為をしてはならない。
- (2) 遊技場その他好ましくない場所に入入りしない。
- (3) 夜間外出をしてはならない（夏祭りなどの時も21：30までには帰宅する）。

7 願（届）、その他

- (1) 休学、復学、転退学等必要あるときは、保護者来校のうえ、所定の用紙・様式により、学級担任を経て手続きを行う。
- (2) 欠席、遅刻、早退、忌引などの場合は、保護者から学校へ連絡すること。
忌引の日数は下記の通りとする。ただし期間中の出席はさしつかえない。

ア 父母	7日
イ 祖父母、兄弟姉妹	3日
ウ 伯（叔）父、伯（叔）母	1日
- (3) 遅刻者は教頭へ遅刻届提出後入室許可証をもらい、教科担任の許可を得て入室する。
- (4) 早退者は学級担任及び教科担任の許可を得て早退する。
- (5) 旅客運賃割引の用紙は事務室に準備する。

8 アルバイトについて

(1) 長期休業中のアルバイト（届出制）

ア 長期休業中にアルバイトを希望し下記の条件を満たしている場合、所定の用紙に必要事項を記入し、担任・係を経て教頭に押印をもらい、係に提出する。その後アルバイト先に用紙のコピーを提出する。ただし、出校日や実習・補習等を優先する。

イ 3年生について、夏季休業中は原則禁止とするが、特別な事情によりアルバイトを必要とする生徒は別途審議する。

ウ アルバイトの変更がある場合や長期休業中毎に用紙を提出する。

エ 長期休業中のアルバイト条件

(ア) 真面目に学業に取り組み、生活態度が良好であること。

(イ) 生活指導上の問題（特別指導）が、過去1ヶ月以内でないこと。

(ウ) アルバイト先が青少年保護条例に違反しないこと。また、労働基準法等により制限または禁止されている業務でないこと。

(エ) 就業時間は8:00～18:00の間で、1日8時間を超えないこと。

(2) 長期休業中以外のアルバイト（特別許可制）

長期休業中以外の土日祝日で、家庭の事情や進路に向けての準備のためにアルバイトを希望する場合には特別に審議する。ただし、出校日や実習・補習等を最優先とする。3年生の自宅学習期間については原則禁止するが、特別な事情によりアルバイトを必要とする生徒は別途審議する。

ア 希望する生徒は、まず担任に申し出て全職員で審議する。審議の結果、アルバイトが認められた生徒は、許可願に必要事項を記入し、担任・係・教頭を経て校長に許可をもらい、係に提出する。その後アルバイト先に許可証のコピーを提出する。

【手順】 申し出 → 申請用紙 → 職員にはかる → バイト先の面接 → 許可願

イ 取り消しを除き、年度更新とする。年度更新やアルバイト先の変更がある場合は、再度許可願を提出する。

ウ 特別許可後に、下記条件に違反した生徒は許可を取り消し、その後1ヶ月は許可を認めない。

エ 長期休業中以外のアルバイト条件

(ア) アルバイトを希望する直前の学期末成績で2科目以上注意点（CCC）がないこと。

(イ) 生活指導上の問題（特別指導）が、過去1ヶ月以内でないこと。

(ウ) 遅刻が過去1ヶ月で3回以内であること。

(エ) アルバイト先が青少年保護条例に違反しないこと。また、労働基準法等により制限、または禁止されている業務でないこと。

(オ) 就業時間は8:00～18:00の間で、1日8時間を超えないこと。

(カ) 定期考査1週間前から考査終了まではアルバイトは禁止とする。

(キ) 3年生は夏期休業から進路決定までは原則禁止とするが、特別な事情によりアルバイトを必要とする生徒は別途審議する。

9 自転車通学について

- (1) 距離の制限は設けない。ただし、自転車通学を希望する生徒は許可願いを提出すること。
- (2) 二人乗りや並進進行、雨傘の使用および片手運転をしてはならない。
- (3) ヘルメットを着用すること。
- (4) 常に整備に努める。整備不良（ブレーキ・燈火など）の自転車の使用は認めない。
- (5) その他「道路交通法」に違反してはならない。
- (6) 交通事故（加害・被害）や交通違反を起こした場合は、直ちに届け出なければならない。
- (7) 竹田神社横と正門前の坂道は、道幅が狭く危険なので通行を禁止する。

10 原動機付自転車免許受験・通学について

- (1) 満16歳に達し、希望する生徒については免許受験を認める。受験は原則として長期休業中に限る。ただし、通学に支障がある生徒については、別途審議する。
- (2) 受験及び通学を希望する生徒は許可願いを必ず提出すること。ただし、距離の制限は設けない。
- (3) 自動二輪免許の受験は認めない。
- (4) 1年生は2学期以後（9月1日）通学を認める。
- (5) 単車は原動機付自転車（スクータ型・カブ型）とする。
- (6) ヘルメットはフルフェイス型とする。
- (7) 荷物の積載は、荷台かメットインのみとする。
- (8) 常に整備に努める。整備不良（ミラー・ランプなど）の原付の使用は認めない。
- (9) 交通事故（加害・被害）や交通違反を起こした場合は、直ちに届け出なければならない。
- (10) 竹田神社横と正門前の坂道は、道幅が狭く危険なので通行を禁止する。
- (11) 通学許可を取得した者以外は、放課後及び休業中の原付での校内入校を禁止する。
- (12) 校内ではエンジンを停止すること。
- (13) 違反を繰り返す者、また繰り返しの指導にも従わない者は、原動機付自転車での通学許可を停止又は取り消す場合がある。